

経営体育成強化資金

担い手農業者が経営改善のために、日本政策金融公庫から借り入れる資金です。

1 資金の特徴

- (1) 機械整備から長期運転資金など幅広く対応、農地取得も可能(経営改善資金)
- (2) 経営再建のための負債整理に活用できません(負担軽減資金)
- (3) 認定農業者以外の担い手向け資金(認定農業者も利用は可)
- (4) 原則として、農業信用基金協会の機関保証は利用できません



2 利用対象者

- (1) 認定新規就農者（市町村長に青年等就農計画の認定を受けた農業者や法人）
- (2) 一般農業者（個人・法人別に以下の要件を満たす農業者(認定農業者含む)）

| | |
|------|---|
| 個人 | <ul style="list-style-type: none"> ○農業所得が総所得の過半、又は農業収益が200万円以上 ○農業経営に主として従事する青壮年(15歳以上65歳未満) ○60歳以上の場合は、現に主として農業に従事している農業後継者が必要 ○簿記記帳を実施（見込みも可） |
| 農業法人 | <ul style="list-style-type: none"> ○農業売上高が総売上高の過半、又は1,000万円以上の法人 ○構成員に農業経営に常時従事する青壮年 |

- (3) 家族経営協定を締結している農業者
- (4) 集落営農組織(5年以内に法人化する計画を有しているなどの要件)
- (5) 農業参入法人(農業経営開始後決算を2期終えていないものなどの要件)

3 利用条件等

| 資金使途 | 農業機械 | 農業施設 | 果樹苗木 | 家畜導入 | 農地造成 | 農地取得 | 運転資金 | 短期 | 長期 | 負債整理 |
|----------|--|------|------|------|------|------|--|----|----|------|
| 利用限度額・要件 | [Ⅰ 経営改善資金] 【個人、農業参入法人】1億5,000万円以内 【農業法人、集落営農組織】5億円以内 [Ⅱ 負担軽減資金] 【個人】1,000万円以内 【法人】4,000万円以内 | | | | | | ※必要経費の8割以内 ただし、認定新規就農者の農地取得は、10割以内（500万円まで） ※集落営農組織は対象外 ※制度資金からの借換の場合、限度額は別の規定になります | | | |
| 償還期限 | 25年以内（うち据置期間3年以内） ※果樹の新植、改植又は育成は据置期間10年以内 ※認定新規就農者の農地取得は据置期間5年以内 | | | | | | | | | |
| 金利 | 固定金利、貸付利率は毎月変動（詳しくは日本政策金融公庫HP「金利一覧」参照） | | | | | | | | | |
| 担保・保証人 | 原則必要（必要かどうかは案件によりますので、日本政策金融公庫にご相談ください。） | | | | | | | | | |
| 保証料 | — | | | | | | | | | |
| 返済方法 | 年1回～12回返済（選択制） | | | | | | | | | |
| 審査期間 | 融資決定までに2か月程度必要 | | | | | | | | | |

※上記以外にも要件がありますので、詳しくは、取扱金融機関までお問合せください。

4 取扱金融機関

日本政策金融公庫

※農協・農林中金、中国銀行、トマト銀行、おかやま信金、水島信金、玉島信金、備北信金、吉備信金、笠岡信組



※公庫と提携している金融機関についても、本資金を取扱うことができますが、金融機関によっては別途要件がありますので、各金融機関へお問い合わせください。